

益田市農業委員会第22回総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月26日(水) 午後1時30分～午後2時50分

2. 開催場所 人権センター 多目的ホール

3. 農業委員(出席13名)(欠席3名)

1 番 又賀 保(出)	2 番 大畑 美里(出)	3 番 須藤 寿人(出)
4 番 吉村 太(出)	5 番 大庭 清(欠)	6 番 齋藤 浩文(出)
7 番 御神本康一(出)	8 番 田中 綾(欠)	9 番 佐原 晃子(出)
10 番 領家 耕一(出)	11 番 松本 幸夫(出)	12 番 谷本 大輔(出)
13 番 柳田 継男(出)	14 番 豊田 志摩(出)	15 番 宮川 有衣(欠)
16 番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席21名)(欠席3名)

1 番 増野 六彦(出)	2 番 三輪 昌義(出)	3 番 澁谷 記幸(出)
4 番 澤江 浩一(出)	5 番 山根 健治(出)	6 番 寺戸 康人(出)
7 番 三浦 尚人(欠)	8 番 田原 勝美(出)	9 番 野村 浩三(出)
10 番 寺戸豊太郎(欠)	11 番 塩満 文雄(出)	12 番 河野 正憲(出)
13 番 青木 伸爾(出)	14 番 中村 敏幸(出)	15 番 椋木 昭雄(出)
16 番 長谷川孝明(出)	17 番 豊田 繁雄(出)	18 番 中島秀一郎(欠)
19 番 宮内 英之(出)	20 番 椋木 孝光(出)	21 番 岡崎 定佳(出)
22 番 渡邊 豊孝(出)	23 番 河野 光好(出)	24 番 三浦 和顕(出)

5. 提出議案

議第104号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第105号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第106号	農地でないことの確認について
議第107号	農用地利用集積計画の決定について
議第108号	益田農業振興地域整備計画の変更について
報第83号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第84号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第85号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第86号	公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出について
報第87号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 22 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者は、12 番谷本大輔委員、13 番柳田継男委員、よろしくお願い致します。 本日の欠席委員は 5 番大庭清委員、8 番田中綾委員、15 番宮川有衣委員、農地利用最適化推進委員が 7 番三浦尚人委員、10 番寺戸豊太郎委員、18 番中島秀一郎委員、でございます。 大庭代理につきましては、私の代理で本日松江で臨時総会と会長研修会に出席していただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。 そう致しますと議事に入らせていただきます。本日は「議第 108 号 益田農業振興地域整備計画の変更について」を先に議題とさせていただきます。これにつきましては、長谷川委員が議事参与制限にあたりますので、退室をお願い致します。 (長谷川孝明委員退室) それでは、農水の方から説明をお願い致します。
農林水産課 橋本課長	こんにちは。農林水産課の橋本と言います。本日は益田農業振興地域からの除外が一件ございます。詳細については、担当の方から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
農林水産課 廣兼主任	失礼します。私農林水産課で農業振興の担当をしております、廣兼と申します。よろしくお願い致します。 ～廣兼主任 説明～
西川友史会長	ただいま説明がございましたが、何かご意見等ございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと、「議第 108 号 益田農業振興地域整備計画の変更について」を承認の扱いとさせていただきます。 (農林水産課退室) 続きまして、「議第 104 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 久城町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、久城町の畑 1 筆 267 平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に居住しており耕作困難なため。譲り受け事由は、隣接する宅地とともに買い受け耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条

西川友史会長	第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 3 月 15 日に大畑委員と行いました。現地は久城町の〇〇に近いところで、大変狭い道を入った奥まったところにある農地です。〇〇さんは〇〇で生活しておられまして、元の住宅に母親が長く住んでおられたようですが、最近亡くなられまして、空き家になって、帰省の予定もなくなってきたので、近所にお住いの〇〇さんに家と隣接する農地を買ってもらって、今回このような申請が出てきたということです。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長	2 番 高津町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、高津町の畑 1 筆 1,335 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢になり耕作困難なため。譲り受け事由は、経営規模拡大のためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3 番須藤です。現地確認は 3 月 16 日に澁谷推進委員と行いました。場所は〇〇というところですが、191 から〇〇を跨いで〇〇の方に行く途中にあります。〇〇さんはその畑のすぐそばにお住まいになっておられまして、〇〇さんは少し遠くに住んでいるということで売りたいということで、申請地は木が多くあったようですが、既にきれいにされていました。たまたま現地確認の時に〇〇さんのお父さんがちょうど見えられまして話を聞いたんですが、やぎとか鶏とかを飼っておられるのですが、そこもまた整理して小動物や牛を飼いたいということということです。問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
西川友史会長	3 番 匹見町匹見
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、匹見町匹見の畑 2 筆 266 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢になり耕作困難なため。譲り受け事由は、隣接する宅地とともに買い受け耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	この件でございますけど、3 月 21 日に渡邊推進委員と河野推進委員と私と 3 人で現地を確認致しました。現地につきましては〇〇の裏側になりまして、空き家バンクに出ていたものを〇〇さんが買われるということでございます。本人さんはまだ〇〇でこちらにいられていませんで不在ですが、書士さんの方に宮川委員が聞き取りを行いました。耕作する意思もあると書士さ

	んが言っておられました。現地も一筆は耕作されていたというところですが、もう一つは多少手を加えないといけないという状況です。来てから耕作されるということでございますので、問題なかろうと思っております。以上です。 本日の3条申請は以上3件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの報告がございました。何かお気づきの点、ご意見がございましたらお出しいただきたいと思います。 (なし、の声) よろしいでしょうか。そう致しますと「議第104号 農地法第3条の規定による許可申請について」を承認の扱いとさせていただきます。本日、4条申請はございません。 続きまして、「議第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番 中島町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑 1筆 178平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は公共下水道に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は3月15日又賀委員と行いました。申請は宅地造成するため、場所は〇〇のすぐ隣です。上下水道が完備されたところで適当であると判断しました。
西川友史会長	2番 かもしま北町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま北町の畑 3筆 841.88平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は3月15日又賀委員と行いました。申請地は〇〇の南側です。申請は土地造成するため、上下水道の完備がされています。適当であると判断しました。
西川友史会長	3番 かもしま東町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま東町の

	畑 1 筆 527 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 3 月 15 日大畑委員と行いました。場所はかもしま東町で〇〇の北側にあたるところでございます。〇〇さんの農地を〇〇さんが買われて宅地造成をされ 2 区画の宅地を準備されるということでございます。この場所は上下水道が完備されていまして、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長	4 番 高津六丁目
事務局	本件は、使用貸借権に係る許可申請です。土地の所在は、高津六丁目の畑 3 筆 893 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅及び進入路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し既存の側溝に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3 番須藤です。現地確認は 3 月 16 日に澁谷推進委員と行いました。〇〇の斜め前に〇〇がありますけど、その場所です。地図をご覧になったらわかると思いますが、四角が書いてあり、そこに息子さんの住宅を新築するというものでございます。現地確認の時に伺ったら親子でおられました。〇〇さんと〇〇さんは親子でございます。ブドウ園の区画を進入路として使用するというものでございます。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
西川友史会長	本日の 5 条申請は以上 4 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員から調査報告がございました。何かお気づきの点、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと、「議第 105 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 106 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。
事務局	1 番 向横田町 申請地は向横田町の 1 筆 2,095 平方メートルです。昭和 23 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	松本です。棕木委員と一緒に現地を確認しに行きましたが、道そのものがなく山のような状態で耕作はできないと思います。
西川友史会長	2 番 白上町
事務局	申請地は白上町の 2 筆 124 平方メートルです。昭和 12 年頃から集会所として利用しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	14 番豊田です。現地確認は 3 月 22 日に岡崎推進委員と行いました。すでに〇〇が建っており、農地法が施行される前からの建物なので、特に始末書等ありませんし、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
西川友史会長	整理番号 3 番、4 番は関連があるため一括して説明をお願いします。
	3 番～4 番 美都町山本
事務局	申請地は美都町山本の 4 筆 2,567 平方メートルです。平成 10 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。なお、整理番号 3 については申請者と所有者が異なっていますが、相続人により申請された為でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
佐原晃子委員	9 番佐原です。3 月 18 日に河野推進委員と塩満推進委員と現地確認に行きました。近くに登れる道がないということで〇〇から〇〇に抜ける別の方から現地を確認しました。山林化しており農地への復旧は困難と思います。よろしくをお願いします。
西川友史会長	本日の非農地申請は以上 4 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員から調査報告がございました。何かお気づきの点、ご意見等ございますか。 (なし、の声) そう致しますと「議第 106 号 農地でないことの確認について」を承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 107 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 今月の農用地利用集積計画は、利用権設定はありません。 農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 37 件、再設定が 32 件の合計 69 件です。

	この件につきましても議事参与の制限に係る委員さんがございます。整理番号 9 番の案件につきまして、先に審議したいと思いますので、棕木委員退室をお願いします。 (棕木昭雄委員退室) 9 番 向横田町
事務局	申請地は、向横田町の田 1 筆 1,710 平方メートルです。 5 年の使用貸借権の設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	松本です。これは〇〇の案件になります。問題ないと思います。
西川友史会長	事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと 9 番の向横田町については承認の扱いとさせていただきます。 それでは 1 番から進めたいと思います。 1 番 中吉田町
事務局	申請地は、中吉田町の畑 4 筆 902.05 平方メートルです。 5 年の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
三輪昌義委員	推進委員の三輪でございます。現地確認は 3 月 22 日に行いました。現地は〇〇の裏側になります。別に問題ないと思います。
西川友史会長	2 番 飯田町
事務局	申請地は、飯田町の畑 1 筆 769 平方メートルです。 10 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
澁谷記幸委員	高津の澁谷です。この件は相対で耕作していたところを公社に替えたということでございます。問題ないと思います。
西川友史会長	3 番～4 番は借り手が同じですので一括しての説明をお願いします。 3 番～4 番 遠田町
事務局	申請地は、遠田町の田 3 筆 3,308 平方メートルです。

西川友史会長	6 年の使用貸借権設定です。
澤江浩一委員	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	安田の澤江です。3 番につきましては所有者が耕作できなくなったということで、〇〇さんが引き受ける。4 番については所有者の母親が耕作していましたが、耕作できなくなったということで、〇〇さんが耕作を引き受けるということです。別に問題はありません。
事務局	5 番 津田町 申請地は、津田町の畑 1 筆 3,801 平方メートルです。 3 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一委員	安田の澤江です。この案件につきましては相対契約が満了ということで、中間管理事業を活用するというものでございます。
西川友史会長	6 番 津田町
事務局	申請地は、津田町の畑 2 筆 7,830 平方メートルです。 5 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一委員	安田の澤江です。この件につきましては〇〇さんがハウス栽培をしておられましたが、このたび新規認定就農者の〇〇さんが借り受けて栽培するということで、問題はないと思います。
西川友史会長	7 番 津田町
事務局	申請地は、津田町の田 1 筆 452 平方メートルです。 10 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一委員	この案件につきましては相対契約の満了に伴いまして中間管理事業を活用するというものでございます。よろしくをお願いします。
西川友史会長	8 番 下種町
事務局	申請地は、下種町の田 1 筆 0.66 平方メートルです。 10 年の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
田原勝美委員	種地区推進委員の田原です。これは相対契約から中間管理事業に代わるものですので、問題ないと思います。

西川友史会長	10 番～14 番は借り手が同じですので一括での説明をお願いします。
	10 番～14 番 上黒谷町、桂平町
事務局	申請地は、上黒谷町及び桂平町の田 19 筆 33,403 平方メートルです。 10 年の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
豊田繁雄委員	二条の豊田です。23 日に谷本委員と借り受け人の須川さんと 3 人で現地確認を行いました。島根県の田ですが、所有者は全部山口県の人で新たに借りる人も山口県の人です。これは〇〇の〇〇が解散ということで、生じたことです。中間管理事業を活用して貸借することになりました。特に問題はないと思います。
西川友史会長	15 番 美濃地町
事務局	申請地は、美濃地町の田 2 筆 2,016 平方メートルです。 3 年の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
谷本大輔委員	12 番谷本です。中島委員が休みなので、代わりに報告します。この案件は 相対契約だったものを中間管理事業を活用して借りるというもので問題ない と思います。
西川友史会長	16 番 戸田町
事務局	申請地は、戸田町の田 3 筆 2,648 平方メートルです。 5 年 9 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
宮内英之委員	推進委員の宮内です。この案件につきましては〇〇さんのお父さんが以前 〇〇さんに田を貸して管理してもらっていたのですが、数年前に亡くなられて、 相続の関係で少し時間がかかったようでございます。今回〇〇に住まわ れている長男さんがこの一括方式で契約したいということでございます。現 地は〇〇さんがずっと管理しておられますので、特に問題ないと思います。
西川友史会長	17 番～29 番は借り手が同じですので一括での説明をお願いします。
	17 番～29 番 白上町、市原町
事務局	申請地は、白上町及び市原町の田畑 48 筆 45,279 平方メートルです。 3 年の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
岡崎定佳委員	推進委員の岡崎です。17 番から 29 番の件につきまして、これまで皆さん相 対契約でやっておられましたが、今回公社との契約ということで、新規扱い

	となっております。耕作者に変更はないので問題ないと思います。
西川友史会長	30 番～31 番は借り手が同じですので一括での説明をお願いします。
	30 番～31 番 美都町笹倉
事務局	申請地は、美都町笹倉の田 3 筆 6,919 平方メートルです。 5 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
河野正憲委員	美都地区の河野です。寺戸推進委員が休みですので代わりに説明いたします。いずれもこれまで相対契約をしておられましたが、このたび中間管理事業を活用しての新規契約ということで問題ないと思います。
西川友史会長	32 番～33 番は借り手が同じですので一括での説明をお願いします。
	32 番～33 番 美都町山本
事務局	申請地は、美都町山本の田 5 筆 3,133 平方メートルです。 5 年の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
塩満文雄委員	美都地区の塩満です。この 32 番、33 番の場所は美都町山本です。これまでは相対契約で耕作されてきましたが、このたび農地中間管理事業を活用した貸借となり耕作はこれまでどおり〇〇さんに行ってもらいます。特に問題はないと思います。
西川友史会長	34 番 美都町宇津川
事務局	申請地は、美都町宇津川の田 1 筆 1,926 平方メートルです。 5 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
河野正憲委員	美都地区の河野です。34 番につきましてはこれまで相対契約をしていたのですが、満了になり、所有者の方が亡くなられて、親族の方が相続されました。耕作については引き続き同じ方ということで、今回は中間管理事業を活用するということです。問題ないと思います。
西川友史会長	35 番 匹見町匹見
事務局	申請地は、匹見町匹見の田 2 筆 2,278 平方メートルです。 5 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
渡邊豊孝委員	匹見上の渡邊です。前耕作者の方がおられたんですが、やめたいということで、その周辺を作っておられる〇〇さんにお問い合わせされました。農地中間管

	理事業を使って契約することになりました。問題ないと思います。よろしくお願いします。
西川友史会長	36 番 匹見町匹見
事務局	申請地は、匹見町匹見の田 2 筆 1,542 平方メートルです。 3 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
渡邊豊孝委員	相対で契約されていたものが満了になり中間管理事業を活用していくということでしたので、問題ないと思います。
西川友史会長	37 番 匹見町紙祖
事務局	申請地は、匹見町紙祖の田 3 筆 4,165 平方メートルです。 3 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
渡邊豊孝委員	これも先ほどと同じで、満了になり相対契約から中間管理事業を使うというもので、問題ないと思います。
西川友史会長	本日新規は 37 件、再設定が 32 件 合計 69 件でございます。再設定も合わせまして皆さん方からご意見ございましたら、お出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 107 号 農用地利用集積計画の決定について」は承認の扱いとさせていただきます。 それでは本日議事は以上でございます。それでは事務局から順次報告事項をお願いします。
事務局	「報第 83 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、20 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 6 件です。 「報第 84 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」届出件数は、1 件です。解約理由は所有権移転のため合意解約が成されたものです。 「報第 85 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は 3 件です。解約理由は、1 番は所有者の都合、2 番 3 番はイノシシの被害により耕作困難となったため、それぞれ合意解約がなされたものです。 「報第 86 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について」届出件数は 1 件です。申請地は、匹見町落合の田 3 筆 5,434 平方メートルです。事業施行者は島根県益田県土整備事務所です。

西川友史会長	「報第 87 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は、大谷町の 252 筆 計 76,418.93 平方メートル、久々茂町の 82 筆 計 23,218.28 平方メートル。岩倉町 22,242.83 平方メートル、栃山町 17,168 平方メートル 合計 402 筆 139,048.04 平方メートルでございます。 今回の非農地判断を行った農地は、豊川地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者 90 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。報告は以上でございます。 先ほど事務局から報告事項の説明がございました。何か聞いてみたいことがございましたらお出しいただきたいと思います。 (なし、の声) それではないようですので、第 22 回総会を終わりたいと思います。 閉会 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。 会 長 12 番 13 番
---------------	---